

# 検索サービスで表示された犯罪歴についての 削除請求が認められなかった事例 — 最高裁平成29年1月31日 第三小法廷決定 —

安 藤 均

## 目次

1. はじめに
2. 事実の概要
3. 判旨
4. 下級審の動向
5. 本決定についての若干の分析、検討
  - (1) 本決定の判例法上の位置づけ
  - (2) 本決定と下級審決定との相違点
    - (a) プライバシーの取扱い
    - (b) プライバシー情報を公表する理由
    - (c) 検索サービスについての評価
    - (d) 削除請求の可否判断
  - (3) 新たに提起したい論点
    - (a) 「忘れられる権利」との関係
    - (b) 個人情報法保護法との関係
6. おわりに

## 1. はじめに

筆者は本掲載誌で、検索サービス事業者（以下、最高裁の表現である「検索事業者」という）に対する検索結果表示画面の削除仮処分請求事件を取り上げて「忘れられる権利」の検討を試みた<sup>1</sup>。今般そこで取り上げた事例についての最高裁決定（以下、「本最高裁」という）<sup>2</sup>が行われ、同種問題に対する最高裁の初めての見解が明らかにされたので、当該決定についての若干の考察を行う。

## 2. 事実の概要

男性は、児童買春の罪で平成23年11月に逮捕、同年12月に罰金刑を受けた。

男性の居住する県と氏名とで検索すると、検索結果表示画面として逮捕事実が書き込まれたウェブサイトのタイトル、URL、抜粋（以下、「URL等情報」という）が表示されるため、同表示画面の

---

1 安藤 均「「忘れられる権利」は新しい人権か～「忘れられる権利」をめぐるプライバシーの検討～」旭川大学経済学部紀要第76号（本号）71頁

2 最決平成29年1月31日 平成28年（許）第45号（投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件）抗告棄却。LEX/DBインターネット文献番号25448434。新聞報道としては、平成29年2月2日付日本経済新聞2面、38面。同日付朝日新聞1面、2面。同日付北海道新聞31面など。

削除仮処分決定を求めた。

第一審のさいたま地決平成27年6月25日(以下、「さいたま地裁(一)」という)<sup>3</sup>は、検索結果表示画面の削除を認容する仮処分決定。

保全異議審のさいたま地決平成27年12月12日(以下、「さいたま地裁(二)」という)<sup>4</sup>は、本仮処分決定を認可する決定。

抗告審の東京高決平成28年7月12日<sup>5</sup>(以下、「東京高裁」という)は、現時点では保全の必要性があるとは認められないとして、本仮処分決定を取消し、本申立てを却下。

本件は、上記東京高裁決定に対する許可抗告審である。

### 3. 判旨

#### (1) 総論

個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となる。

検索事業者のURL等情報の提供は、表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。

#### (2) 検索結果表示画面の削除可否の判断基準

検索事業者が、個人のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、①その事実の性質と内容、②その者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、③その者の社会的地位や影響力、④記事等の目的や意義、⑤記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、⑥記事等においてその事実を記載する必要性など(番号は筆者が付記)、事実を公表されない法的利益とURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきである。

その結果、事実を公表されない利益が明らかに優越する場合、検索事業者に対して削除を求めることができる。

#### (3) 本件への適用

児童買春による逮捕はプライバシーに属する事実ではあるが、児童買春は社会的に強い非難の対

3 判例時報2282号83頁、LEX/DB文献番号25542274。安藤・前掲(注1)77頁参照

4 判例時報2282号78頁、LEX/DB文献番号25542268。安藤・前掲(注1)77頁参照。神田知宏「さいたま地裁平成27年12月12日決定における「忘れられる権利」の考察」Law and Technology No72(2016年)41頁

5 LEX/DB文献番号25543332。安藤・前掲(注1)79頁参照。宮下紘「ロー・ジャーナル「忘れられる権利」について考える」法セミno.714(2016年)1頁、奥田喜道「グーグル検索結果の削除を命じる仮処分決定を取り消した決定」TKCローライブラリー文献番号Z18817009-00-011161416

## 検索サービスで表示された犯罪歴についての削除請求が認められなかった事例

象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らすと、今なお公共の利害に関する事項である。また、本件は居住する県と氏名とを条件とした場合の検索結果の一部で、事実が伝達される範囲はある程度限られる。公表されない利益が明らかに優越するとはいえない。

男性の申立てを却下した原審の判断は是認される。

### 4. 下級審の動向

検索結果表示画面の削除請求事件の事例として、例えば以下の例がある。

#### (1) 迷惑防止行為条例違反事件

平成24年11月盗写事件、平成25年4月執行猶予付きの有罪判決を受ける。

第一審の京都地判平成26年8月7日<sup>6</sup>は、検索結果表示画面の削除請求を棄却。

控訴審の大阪高判平成27年2月18日<sup>7</sup>も、検索結果表示画面の削除請求を棄却。

#### (2) 迷惑防止行為条例違反事件

横浜地決平成28年10月31日<sup>8</sup>は、検索結果表示画面の削除を認容する仮処分決定<sup>9</sup>。

#### (3) 振込み詐欺事件

東京地判平成28年10月28日<sup>10</sup>は、検索結果表示画面の削除請求を棄却<sup>11</sup>。

これらの事例を見るかぎりでも、性犯罪から振込み詐欺など罪質も多様で、逮捕からそれぞれ約1年半、5年、10年経過している事件で、個々の事案ごとに結論が変わることが分かる。

### 5. 本決定についての若干の分析、検討

#### (1) 本決定の判例法上の位置づけ

本決定は、グーグルなどの検索事業者によるインターネット検索サービスで表示される検索結果表示画面の削除を求める仮処分請求事件について、最高裁がその判断基準を明らかにしたことに意義がある。検索結果表示画面の削除についても出版物発行の差止めと同様な判断枠組みであることがわかる。

6 判例時報2264号79頁、LEX/DB文献番号25504803。安藤・前掲（注1）76頁参照

7 LEX/DB25506059。安藤・前掲（注1）77頁参照。中川敏弘「検索結果の表示に対する検索サイト運営者の責任」法セミno.734（2016年）110頁

8 平成28年11月9日付産経ニュース

9 報道によれば、判決では、事件当時とは違う場所で一市民として暮らし事件から約5年経過、検索結果が就労状況に与える影響を考慮する必要があるとする。

10 平成28年10月28日付日本経済新聞

11 判決では、10年前の犯罪で、原告は詐欺の現金の引き出し役グループのリーダー格であると指摘されている。

## (2) 本決定と下級審決定との相違点

原告の削除請求の根拠は、さいたま地裁(一)、(二)では人格権に基づく妨害排除又は妨害予防請求権、東京高裁では忘れられる権利を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権としての差止請求権とされた。これは、さいたま地裁(二)が「忘れられる権利」を認めたことによるものであるが、東京高裁は「忘れられる権利」はあいまいな概念であるとして、人格権としての名誉権とプライバシー権に基づく差止請求権として取り扱った。本最高裁では原告人は人格権ないし人格的利益に基づく差止請求とした。

さいたま地裁(一)、(二)、東京高裁(プライバシー侵害の部分)及び本最高裁とも、検索サービスによる検索結果表示画面の削除の可否については、前科情報を公表されない権利ないし法的利益とその情報を公表する必要性・意義などの理由との比較衡量のうえ総合的に判断するという考え方は共通する。いわゆる受忍限度論<sup>12</sup>である。しかしながら、その姿勢には以下のとおり微妙に温度差が認められる。

### (a) プライバシーの取扱い

本件の下級審での人格権の取扱いをみると、さいたま地裁(一)は、逮捕された事実をみだりに公表されない法的利益、更生を妨げられない利益があるとする。さいたま地裁(二)は、人格権として私生活尊重権を有し、更生を妨げられない利益があることから、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するとする。東京高裁は、既述のとおり「忘れられる権利」は本質的に名誉権とプライバシー権の問題に他ならないとした。

これに対して、最高裁はプライバシーを法的に保護すべき利益であることは認めるが、従前のとおり権利とまでは認めていない。本最高裁は、プライバシーについての先行判例として、以下の5つの最高裁判決を引用する。まず、①最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁(以下、「**①**判決(前科照会事件)」という)<sup>13</sup>では、前科・犯罪歴はみだりに公開されない法的利益があるとする。次に、②最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁(以下、「**②**判決(ノンフィクション「逆転」事件)」という)<sup>14</sup>では、前科等の事実をみだりに公表されない法的利益があり、更生を妨げられない利益を認める。これは**①**判決(前科照会事件)を受けたものである。また、③最判平成14年9月24日裁判集民事207号243頁(以下、「**③**判決(小説「石に泳ぐ魚」事件)」という)<sup>15</sup>では、名誉・プライバシー・

12 内田 貴『民法Ⅱ 第3版 債権各論』(東京大学出版会、2013年)478頁-479頁

13 判タNo.442(1981年)55頁。安藤・前掲(注1)90頁参照。田之上虎雄「判例解説」判タNo.472(1982年)222頁、竹中 勲「プライバシーの権利」法セミ2月号(1982年)127頁

14 判タ933号(1997年)90頁。安藤・前掲(注1)90頁参照。滝澤孝臣「最判解民事篇平成6年度」(法曹会、1997年)105頁、大村敦志「「逆転事件」」法教No.356(2010年)126頁、五十嵐 清「判例評釈」私法判例リマークス(1990年)111頁、増永謙一郎「判例解説」判タNo.978(1998年)102頁

15 判タNo.1106(2003年)72頁。安藤・前掲(注1)94頁参照。永井美奈「判例解説」判タNo.1154(2004年)98頁、田島泰彦「判例研究」法律時報75巻3号107頁

## 検索サービスで表示された犯罪歴についての削除請求が認められなかった事例

名誉感情が侵害された場合には不法行為責任を認める。また、④最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁（以下、「④判決（長良川リンチ殺人事件）」という<sup>16</sup>では、犯罪歴は他人にみだりに知られたくないプライバシー情報であるとする。これは②判決（ノンフィクション「逆転」事件）を受けたものである。最後に、⑤最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁（早稲田大学江沢民講演会名簿事件<sup>17</sup>では、氏名・住所等の個人情報を自分が希望しない他人にみだりに開示されない自由を法的利益として認める。これらの先例を踏まえて、本最高裁は、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない法的利益は法的保護の対象であるとする。この点、従来の判例の域を出たものではない。

### (b) プライバシー情報を公表する理由

検索サービスによる検索結果表示画面の削除の可否についての比較衡量の要素のうち、プライバシー情報を公表する理由の考慮要素について本最高裁が先例として踏襲したと思われるのが④判決（長良川リンチ殺人事件）である。④判決（長良川リンチ殺人事件）の指摘する考慮要素は、①記事が週刊誌に掲載された当時の本人の年齢、社会的地位、②犯罪行為の内容、③記事により本人のプライバシー情報が伝達される範囲と本人が被る具体的被害の程度、④記事の目的や意義、⑤公表時の社会的状況、⑥プライバシー情報を公表する必要性を例示する。本最高裁の考慮要素もこれらと同内容ではあるが、⑤の公表時の社会的状況は、本最高裁では⑤記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化となっている。これは元のウェブサイトへの掲載時と検索時との時間的経過を考慮したもので、プライバシー情報の公共性の判断に影響する。しかし、東京高裁は時の経過による私事性の回復<sup>18</sup>を論じたが、本最高裁ではこの点の論理展開に欠け結論先行の感が強い。

### (c) 検索サービスについての評価

#### (i) 検索サービスの表現性

検索事業者の検索サービスによる検索結果画面表示については、単なる表示なのか事実を適示した表現といえるかが議論されてきた。これは検索結果が一定のアルゴリズムに従って自動的に行われることによる。従来は表示にとどまると解されてきた<sup>19</sup>が、さいたま地裁(二)は、検索結果画面表示は表現そのものであるとした。また、東京高裁も、検索結果画面表示は元サイトとは独立した表現として機能していると解する。これに対して、本最高裁は、検索事業者の検索結果の提供に

16 判タNo.1126（2003年）97頁。安藤・前掲（注1）92頁参照。高佐智美「判例解説」法セミNo.582（2003年）114頁、淵野貴生「判例解説」No.583（2003年）120頁、角田美穂子「判例解説」No.585（2003年）113頁

17 判タNo.1134（2004年）98頁。安藤・前掲（注1）95頁参照。杉原則彦「判例解説」最高裁判所判例解説56巻11号217頁、井上典之「判例研究」法セミNo.606（2005年）76頁、二関辰郎「判例研究」法律時報78巻8号94頁、安部 勝「判例研究」判タNo.1184頁（2005年）70頁、徳本伸一「判例批評」私法判例リマークス（2005年<上>）50頁

18 東京高裁は私事性の回復についての判断の目安として、前科が抹消される刑の消滅期間（刑法34条の2）を考慮している。安藤・前掲（注1）80頁、91頁-92頁参照

19 前掲（注6）の平成26年京都地裁判決、前掲（注7）の平成27年大阪高裁判決

関する方針が反映されているので、検索サービスは表現行為の性質をも併せ持つと踏み込んだものの、表現そのものとはまではっていない。この点の理解が次の(ii)の取扱いに影響することになると考えられる。

### (ii) 検索結果表示画面と元サイト情報との関係性

さいたま地裁(二)は、前科情報を公表されない法的利益と公表する理由との比較衡量にあたって、元サイトの記事の内容を問うのではなく、検索結果表示画面の表示そのものの内容とその影響力を問題としている。また、東京高裁も検索結果表示画面の内容を問題にしていると思われる。これに対して、本最高裁は、元サイトの記事等の目的や意義、記事等への実名記載の必要性などの検討をも求めている。本最高裁は表現そのものとは言い切っていないことからこのことが可能であり、さいたま地裁(二)、東京高裁よりも慎重な検討を求めていることなる。結果として、本最高裁では公表されないことが認められるハードルを高くしていることを意味する。しかし、情報提供システムとしての検索サービスを考えた場合、積極的な情報提供(発信)行為として、元サイトとは切り離して検索結果表示画面の表現内容を問題にすべきであろう。その場合でも、考慮すべき重要な要素である事件・罪質の重大性と時の経過による私事性の回復の判断は可能であると考えられるからである。

### (iii) 検索サービスの公益性

さいたま地裁(二)は検索事業者による検索サービスの公益性の性質にも配慮するとしている。また、東京高裁は検索サービスが表現の自由と知る権利にとって大きな役割を果たしていると評価するが、そのことは比較衡量のひとつに組み込まれていることに特徴がある。本最高裁は、検索サービスの公益性を比較衡量の要素のひとつとはせず、その機能と役割をこの問題を考えるうえでの大前提としている。即ち、検索事業者自身の表現の自由としての機能と公衆の知る権利と表現の自由を実現するための検索サービスの大きな役割とを高く評価し、それらに対する制約に対してはかなり抑制的な姿勢である。このことが、次の(d)における削除請求の可否の判断に大きく影響しているものと考えられる。

### (d) 削除請求の可否判断

削除請求について、さいたま地裁(二)、東京高裁は、プライバシー情報を公表されない法的利益とこれを公表する理由との比較衡量を行ったうえで総合的に判断し、前者が後者に優越した場合に不法行為が成立し、公表されないことが認められるという。プライバシー情報の公表に伴う損害賠償の場合には、②判決(ノンフィクション「逆転」事件)、④判決(長良川リンチ殺人事件)でみられるとおり、前者と後者でどちらが優越するのかの判断である。これに対して、本最高裁決定は、前者が後者に明らかに優越する場合でないと削除請求が認められないとする。先例として、出版物の事後の差止めと損害賠償が問題となった③判決(小説「石に泳ぐ魚」事件)、出版物の事前差止めが問題となった⑥最判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁(北方ジャーナル差止め国家賠償事

## 検索サービスで表示された犯罪歴についての削除請求が認められなかった事例

件)<sup>20</sup>では、明らかに優越するかどうか争われた事例といえる。最高裁は、損害賠償と差止めの成立要件について区別し、差止めが認められるためには、差止めを命じなければ事後的な金銭賠償では回復できないほどの損害が発生するかどうかを受忍限度の判断としている<sup>21</sup>。これは、⑦最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁（国道43号線訴訟事件）<sup>22</sup>でもみられるところで、損害賠償は認められたものの、住民の損害よりも幹線道路の多大な便益を高く評価し、道路供用の差止めを認めなかった。本最高裁においても、検索サービスの公益性を高く評価していることは既述のとおりである。この点も、従来判例の域を出たものではない。さいたま地裁(ニ)、東京高裁、本最高裁何れもいわゆる比較衡量論を採用しているが、本件では、インターネット上の検索サービスで表示された犯罪歴について削除が認められるかどうかのハードルが上級審なればなるほど高くなっていることがわかる。

### （3）新たに提起したい論点

#### （a）「忘れられる権利」との関係

日本ではさいたま地裁(ニ)が初めて前科情報についての「忘れられる権利」を認めた。本最高裁は「忘れられる権利」について言及していない。最高裁はこれまでプライバシーなるものの構成要素を明確にしていない。また、本件で「忘れられる権利」の内包と外延が明確でないとして、「忘れられる権利」として取り上げなかった東京高裁を受けているので、本最高裁も「忘れられる権利」を事実上認めていないのではないかと考えられる。

「忘れられる権利」は、もともとEU司法裁判所とEU保護規則で認められた権利<sup>23</sup>である。その権利は、いわばデジタル社会における自己情報コントロール権として法的認知を得たものである。この権利が問題にしているのは主に消えることのない、拡散する不要なインターネット上の個人情報である。

筆者としても検索サービスの公益性・有益性を認めるところではあるが、問題は、そのマイナス面で、インターネットによる情報過多・氾濫の時代に、元サイトの個人情報が削除されないままの

20 判タNo. 605号（1986年）42頁。安藤・前掲（注1）85頁参照。井上典之「判例研究」法セミNo. 615（2006年）72頁

21 内田・前掲（注12）479頁

22 判タNo. 892（1996年）124頁。安藤・前掲（注1）94頁参照。國井和郎「判例批評」私法判例リマークス1996年<下>74頁

23 EU保護規則17条では「消去権（忘れられる権利）」（Right to erasure（‘right to be forgotten’））を定める。安藤・前掲（注1）74頁-75頁参照。EUの「忘れられる権利」の研究は、例えば、村田健介「「忘れられる権利」の位置付けに関する一考察」岡山大学法学会雑誌第65巻3・4号（2016年）493頁、羽賀由利子「「忘れられる権利」―忘れられることを忘れた世界の新たな権利」コピライトNO. 655/vol. 55（2015年）44頁、石井夏生利「「忘れられる権利」をめぐる論議の意義」情報管理vol. 58no. 4（2015年）271頁、上机美徳「不法行為法と「忘れられる権利」」奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』（現代人文社、2015年）41頁、羽賀由利子「国際私法から見た「忘れられる権利」」金沢法学58巻1号（2015年）61頁など

状態で、個人の人権の保護に比して検索サービスの公益性が過大評価されていないかである。例えていえば、比較衡量の秤がプライバシーの保護よりも検索サービスの公益性の方に最初から目盛が傾いていないのかである。

また、元サイトの情報ありきではなく、検索結果表示画面は検索事業者による独立した表現行為として、元サイトとは切り離してその表示の可否が問われるべきものとする。筆者としては、「忘れられる権利」は非公知性の要素を不要とすることで、私事性と非公知性を要求する伝統的なプライバシー概念を克服することができる有用性を「忘れられる権利」に認めるものである。本最高裁の決定後においても「忘れられる権利」が問いかけることの意味が否定されるものではないと考える。

#### (b) 個人情報保護法との関係

検索事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当するかどうかの議論があろう。同法で個人情報取扱事業者に該当するには、その個人情報がコンピュータ上で検索可能なように体系的構成された個人情報の集合物である必要がある(2条4項)。確かに検索事業者の保有する情報は個人情報には限らないが、本最高裁の説明によれば、ウェブサイトの情報を網羅的に収集して保存し、索引を作成し整理し、利用者のリクエストに応じて同索引に基づいて情報提供する仕組みであるとされる。従来の行政当局の解釈では検索事業者は同法の個人情報取扱事業者に該当しないとされてきたが、実質的にみてその線引きは曖昧なのではないだろうか。検索事業者も含めた法制度の見直し・整備も今後考える必要がある。

## 6. おわりに

検索事業者に対する検索結果表示画面の差止め(削除)が認められるかどうかについて、最高裁は出版物の出版の差止めと同様の判断基準を示した。媒体が紙であってもデジタルであっても同じということである。そこではいわゆる比較衡量論における明白性の基準を採用している。これは検索サービスの有する機能と役割(公益性)について高く評価するものであって、それ自体を否定するものではないが、インターネットの情報過多・氾濫の時代において便利性と見返りに保護すべき人権が検索サービスの局面で軽視されかねないリスクを抱えていると思われる。

また、仮に「忘れられる権利」を認める視点に立ったとしても、罪質と時の経過による私事性の回復などを考慮すると、比較衡量のプロセスを経た結果において、さいたま地裁(二)のように当該時点で画面の削除が認められることにはならないと筆者は考える。

私事性の回復について東京高裁が考慮要素とした刑の消滅期間の考え方をなど参考に、今後裁判例を積み重ねることによって最高裁が示した枠組みの適用結果の予測可能性が高まり、運用実態とその問題点が見える化されることが求められる。